

大通達甲（警務）第15号
令和6年11月5日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

大分県警察希望降任取扱規程の運用について（通達）

大分県警察希望降任取扱規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第11号。以下「訓令」という。）の運用については、「大分県警察希望降任取扱規程の運用について」（令和元年6月4日付け大通達甲（警務）第5号）により示されているところであるが、訓令の一部改正に伴い、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 降任の定義（第2条関係）

訓令における降任とは、あくまでも職員の希望に基づき、任命権者である警察本部長が申出を相当と認めた場合に、現に任用されている職の属する職級より下位の職級の職に任命すること（巡査長の職にある職員を巡査の職に任命する場合を含む。）であり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項による職員の意に反する降任とは異なるものである。

2 降任の申出（第4条関係）

(1) 降任を希望する職級

現に任用されている職の属する職級より1級下位を原則とする。ただし、本制度の目的を達成するため必要と認められる場合には、2級以上下位の職級を希望できるものとする。

なお、巡査長の職にある職員は、巡査の職のみ希望できるものとする。

(2) 降任の申出時期

降任の申出時期については、特に制限はないものとする。

3 降任の時期（第5条関係）

(1) 降任の時期

降任の時期については、原則として、定期人事異動期に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(2) 降任後の再昇任

訓令により降任した後、再度昇任を希望する場合は、選考及び昇任試験を経て昇任するものとする。

（警務課人事係）